

---

平成 30 年度

五泉市公共施設に係る使用料設定に  
あたっての基本方針

---

平成 30 年 12 月

企画政策課行政改革係

## 目 次

1	基本方針策定の趣旨 .....	1
2	基本方針の2つの柱 .....	1
	（1）受益者負担の原則 .....	2
	（2）減免基準の見直し .....	2
3	使用料の金額設定時の留意事項 .....	4
	（1）基本方針適用除外 .....	4
	（2）無料施設の有料化 .....	4
	（3）使用料等の見直しについての課題.....	5
4	今後の行政運営における受益と負担のあり方 .....	5

# 五泉市公共施設に係る使用料設定にあたっての基本方針

## 1 基本方針策定の趣旨

五泉市には多種多様な公共施設が整備され、市民の生活に欠かせない大切な財産として日々活用されています。

一方、これらの施設には、維持管理のための経費がかかり、その多くは市民の税金と施設利用者からの使用料等により賅われています。

現在、集会施設や体育施設など多くの施設において、維持管理経費に対する使用料収入の割合は低い水準にとどまっており、結果として、施設を利用しない市民の税金によって維持管理経費の多くを補っている状況にあります。

市が、経費の縮減や効率化に努めることはもちろんですが、公共施設の使用料等については長年にわたって据え置かれてきたものが多く、社会情勢の変化を踏まえて公共施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性・公正性を確保するために、適正な基準を定め、定期的に見直しを図る必要があります。

多くの施設が整備されている五泉市において、使用料のあり方を見直していくことは、将来にわたって安定した行政サービスを提供するため、施設利用者も含めて市民が適正に負担を分かち合いながら施設を長く大切に守っていくという観点からも重要な課題です。

平成30年3月に策定した「第3次五泉市行財政改革大綱」・「五泉市行財政改革実行プログラム」の取り組み項目として「受益者負担の見直し」を掲げており、この取り組みを具体的に進めていくために「受益者負担の原則に基づいて、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する」ことを目指して基本方針を策定し、見直しを進めます。

## 2 基本方針の2つの柱

本方針は、市の公共施設に係る使用料のうち、特定の利用者又は団体が施設の一部又は全部について占用的に使用する場合に係る使用料等を対象とします。

公の施設に係る使用料等のあり方については、『**受益者負担の原則**』、『**減免基準の見直し**』を基本方針の2つの柱として位置づけます。

---

---

## (1) 受益者負担の原則

---

---

使用料は、公共施設の利用者にその対価として負担していただいているものです。

施設を利用する人から見れば、使用料はより安価であることが望ましいですが、その場合、施設の維持管理経費は税金で賄われることとなり、市民全体の負担となります。

施設を利用する人とならない人との負担の公平性を考えたとき、施設を利用する人から使用料を利用の対価として応分の負担をしていただくことが必要だと考えます。

このことから、「受益者負担の原則」を基本方針の第1とし、原則、全ての公共施設に係る使用料等のあり方について、基本的な考え方を整理するものです。

ただし、法令により使用料を徴収できないなど、使用料を設定しないことに合理的な理由がある施設については例外とします。

---

---

## (2) 減免基準の見直し

---

---

公共施設の使用料は受益者負担の考え方により、利用者が負担することが原則であります。使用料の減免はスポーツの振興や地域住民の自主活動、公共施設の利用促進などに一定の効果をあげています。

しかしながら、利用のほとんどが減免となるような制度は、負担の公平性を損なう恐れがあります。

現在の利用者負担の免除は、明確な基準がなく適用する範囲は広がる傾向にあり、市民全体の統一的基準が必要となっています。

そこで、市民全体の公平性を維持し、施設利用の対価として定めている「使用料」の額を保つ面からも、減免基準を見直し、わかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定します。

### ① 減免に関する基本的な考え方

公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置した施設であるから、「市民が利用しやすいような使用料」として設定しているもので、本来使用料は施設使用の対価であることから、原則「減免しない」を基本とします。

また、減免の承認に当たっては、「市の主催や共催」の場合の公益性と比較し、それらと均衡の取れたものとして、施設の利用に公益性があるか又は当該団体の負担能力から支援が必要であるかなどを判断基準として行うものとし、公益性の低い利用(利用者個人の教養・趣味・体育など)については、原則として対象としないものとします。

### ② 減免の基準の見直し

規定を適用する場合には、原則として下記の表1、表2を基準とし、利用者の活動内容等に基づき適用します。

表1 【団体利用】

区分	利用団体・利用内容	減免の内容	備 考
①	市(市が設置する付属機関含む)が主催又は共催、委託する事業のために利用する場合	免除	行政目的で利用する場合に限る。
②	指定管理者に管理を行わせている施設を指定管理者が利用する場合	免除	管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。
③	市内に所在する「公共的活動を目的とする団体」が市民のための公益的な活動をする場合	免除	市民活動の促進を図るため。
④	市内の福祉関係団体(営利団体を除く)及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている団体やその保護者団体が利用する場合	免除	福祉施策として全面的に支援する。
⑤	市内の保育園、幼稚園、認定こども園などや小中学校が授業、行事、部活動の一環として使用する場合 ※公立、私立を問わない。	免除	幼児・児童生徒等を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。
⑥	市が認める青少年(中学生以下)で構成する団体のクラブ活動のため使用する場合	免除	大会等での利用は対象外とする。
⑦	国や他の地方公共団体が主催・共催する事業等で、市が関わる必要があるとして、関係する所管課が認め使用する場合	免除	
⑧	非営利団体等が、市民活動を活発にするため実施する「講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ・レクリエーション大会」などで使用する場合	2分の1 減免	実施団体に対し、支援が必要と認められるとき。
⑨	市内の団体が「市」の後援を得て行なう大会等で使用する場合	2分の1 減免	市外の団体は4分の1減免とする
⑩	市が認める団体(スポーツ協会加盟団体、社会教育団体等)が使用する場合	2分の1 減免	高校の部活動を含む
⑪	その他市長が必要と認める場合	減額 又は免除	施設の設置目的により減免が適当と認める場合を含む

※ただし、団体本来の活動目的でない利用、入場料を徴収して使用する場合は免除又は減額の対象としない。

表2【個人利用】

利用内容	減免の内容	備 考
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人が、施設を個人的に使用する場合	2分の1に減額	

※個人で利用する場合とは、例えば「大人 100 円」というように、個人単位での料金設定をしている施設の利用をいいます。

### 3 使用料の金額設定時の留意事項

#### (1) 基本方針適用除外

市の公の施設の使用料等のうち以下の施設については、原則として適用除外とします。

- ① 占用的な利用形態（貸室等）でないもの
- ② 法令等により負担の基準が別に定められているものに該当する場合

#### 〔適用除外となる施設の例〕

- ① 占用的な利用形態（貸室等）でないもの
  - ・ 保育園 ・ 学童保育所 ・ 児童センター ・ 児童遊園 ・ 公園
  - ・ 幼稚園 ・ 小／中学校 等
- ② 法令等により負担の基準が別に定められているもの
  - ・ 市営住宅 ・ 図書館（図書貸出） 等

#### (2) 無料施設の有料化

利用する人と利用しない人との負担の公平を図るという基本的考え方に沿って、現行無料施設（今後新設される施設を含む。）についても、受益者負担の原則を踏まえて有料化の是非を検討し、必要な施設にあっては見直しを行うものとします。

個々の施設によって利用区分や時間区分などの利用形態が異なりますが、算定にあたっては近傍類似施設の料金を参考とし、適正な料金の設定を行うこととします。

### **(3) 使用料等の見直しについての課題**

使用料等及び減免基準の見直しに当たっては、社会経済情勢の変化や住民ニーズの変化等に応じて定期的に行います。また、対象とする施設や見直し手法については、必要に応じて別に定めることとします。

受益者負担の原則に基づき、利用者に応分の負担を求めていくためには、使用料の算定ルール確立が課題となります。

これには「対象とする施設の範囲」や「施設の性格に応じた公的関与の度合いを基準とした公費負担割合」等の調査研究が必要となることから、今後十分な検討が必要です。

## **4 今後の行政運営における受益と負担のあり方**

本方針に示した考え方は、公の施設等に係る使用料等に限ったものですが、各種手数料や事業等への参加費等についても、サービス提供に要する費用を算出し、受益者に適正な負担を求めていくべきであると考えます。

また、今後は市が実施する全ての行政サービスを対象として、受益者負担の原則に基づき、受益と負担の関係を定期的に見直し、市民にとって公平かつ公正な形でのサービス提供を図るよう改善を行う必要があると考えます。

受益と負担のあり方を見直すに当たっては、市は徹底した管理運営コストの縮減を前提とするとともに、受益者のニーズに応じたサービス提供を推進する等、一層のサービス向上に努めるものとします。